

屋外広告物設置には許可が必要です

■問い合わせ

佐賀県まちづくり推進課 ☎25-7326
都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

「佐賀県屋外広告物条例」改正のポイント

県全域が規制の対象となりました

広告物を表示できない禁止区域以外は、表示する際に知事の許可が必要となる許可区域となりました。

新たに自家用広告物が規制対象となりました

「自家用広告物」とは、自己の店舗や事業所などの敷地内に、店名や営業内容などを表示する広告物のことです。小規模なものを除き、広告物の表示には知事の許可が必要となります。



(多久地区の受付窓口) 佐賀土木事務所 管理課
☎24-4346 佐賀市八戸2-2-67

佐賀県では県民共有の財産である美しい景観をより良いものにして子どもたちに残すため、美しい景観づくりに取り組んでいます。

お店の看板や道案内板などの屋外広告物は有効な情報提供の手段ですが、規制されないまま設置されると、無秩序な状態となり、美しい景観を損なうほか、老朽化による倒壊などのおそれがあります。そこで、佐賀県屋外広告物条例により、広告物を設置する場合には、許可が必要となっています。また平成22年4月から改

正条例を施行していますが、これ以前に適法に設置されていた屋外広告物については、平成25年3月末まで猶予期間があり、この期間内に許可を受ける必要があります。年度末は受付窓口が混雑するおそれがありますので、早めの手続きをお願いします。

美しい景観づくりは、県や市町など行政の取り組みだけでは達成できるものではありません。広告主の方々をはじめとした、県民のみならずのご理解とご協力をお願いします。

市交際費の支出状況

▶平成24年度7月分

支出種別	区分	件数	金額(円)
弔 慰	今月分	3	28,750
	累計	4	38,750
見舞い	今月分	0	0
	累計	0	0
御 祝	今月分	3	35,255
	累計	12	64,550
賛 助	今月分	0	0
	累計	3	13,000
激励金	今月分	0	0
	累計	0	0
接 遇	今月分	6	22,619
	累計	41	101,939
会 費	今月分	6	39,000
	累計	12	64,500
その他	今月分	0	0
	累計	2	6,510
合 計	今月分	18	125,624
	累計	74	289,249

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115

～働く未来を考える～

就業構造基本調査にご協力ください!

■問い合わせ 総合政策課 企画係 ☎75-2116



平成24年10月1日現在で、就業構造基本調査が実施されます。

■就業構造基本調査とは?

就業構造基本調査は、統計法に基づいた基幹統計調査として、国が5年ごとに実施する重要な統計調査です。この調査では、ふだん仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査し、その結果は各種雇用対策、少子・高齢化対策などの基礎資料となります。

■調査の対象は誰なの?

この調査は、一定の統計上の抽出方法によって選定された世帯に住む15歳以上の人を対象に行われます。

■調査はどのように行われるの?

県知事に任命された調査員が対象世帯を訪問して調査票を配布し、世帯の方が記入した後再び調査員が訪問して調査票を回収する方法で行われます。調査票は、9月末日までにお届けし、10月1日以降に回収をお願いします。

調査の回答内容は、統計法に基づいて秘密が厳守されます。調査へのご協力をよろしくお願いします。